

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	仙台接骨医療専門学校
設置者名	学校法人東北柔専

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	柔道整復科	夜・通信	46単位	10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 http://www.jusen.ac.jp/download/jitumu.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	仙台接骨医療専門学校
設置者名	学校法人東北柔専

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 http://www.jusen.ac.jp/download/yakuin.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	村山接骨院院長 柔道整復師	R8.6.14～ R12. 定時評議員会 終了時	学校法人運営
非常勤	小村法律事務所 弁護士	R8.6.14～ R12. 定時評議員会 終了時	コンプライアンス 財務担当
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仙台接骨医療専門学校
設置者名	学校法人東北柔専

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各担当講師に当校の教育方針・教育目標・評価の方法と基準を伝え、使用教科書、柔道整復師国家試験出題基準を事前に配布してシラバス作成の依頼をする。必要に応じて教頭や教務主任が打ち合わせを行う。また、教育課程編成委員会にて出された意見も取り入れる。 各担当講師によるシラバス作成後、学年ごとにまとめた上で教室に設置、またホームページ上で公表を行う。当該年度の授業開始前に公表を行う。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 http://www.jusen.ac.jp/download/syllabus-d.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 定期試験の成績及び出席状況、平常の学習成績に基いて行う。60点以上を合格とする。学則、シラバス、成績評価・進級卒業判定基準に則り、厳格かつ適正に評価をし、単位を与えている。 在校生には、これらの基準を入学時のオリエンテーション時に明示している。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価・進級卒業判定基準内に GPA 制度による評価基準を明示し、ホームページ上にその基準を公表している。

GPA の算出方法

下記表の通りに試験得点に応じて5段階の数値(グレード・ポイント)を設定する。

試験点数	成績評価	GP
100～90点	S	4
89～80点	A	3
79～70点	B	2
69～60点	C	1
59～ 0点	D	0

GPA の計算式は以下の通りである。

$$GPA = \frac{(\text{その学期・年度または3年間に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期・年度または3年間に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページにて公表
<http://www.jusen.ac.jp/download/kijun.pdf>
(成績評価・卒業判定基準)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

修了時における、履修科目の不合格科目が1科目もないことを条件としている。

学則及び成績評価・進級卒業判定基準に則り、厳格かつ適正に評価をし、卒業判定会議を経て卒業の認定を行う。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページにて公表
<http://www.jusen.ac.jp/download/kijun.pdf>
(成績評価・卒業判定基準)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仙台接骨医療専門学校
設置者名	学校法人東北柔専

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.jusen.ac.jp/download/zaimu.pdf
収支計算書又は損益計算書	http://www.jusen.ac.jp/download/zaimu.pdf
財産目録	http://www.jusen.ac.jp/download/zaisan.pdf
事業報告書	http://www.jusen.ac.jp/download/jigyuu.pdf
監事による監査報告（書）	http://www.jusen.ac.jp/download/zaimu.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	柔道整復科(昼間部)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	102 単位	78 単位		4 単位		20 単位
			1 0 2 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
1 8 0 人		1 1 2 人	0 人	7 人	18 人	25 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1年で30週以上を標準とする。授業は講義形式及び実技形式で行う。臨床実習に関しては、校内及び外部の施設で実習を行う。詳細はシラバスに記載。
成績評価の基準・方法
（概要） 定期試験の成績及び出席状況、平常の学習成績に基づいて行う。60点以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要） 各学年終了時における、履修科目の不合格科目が1科目もないこと。
学修支援等
（概要） クラス担任制を採用している。担任が適時面接をし、保護者とも連携をとって指導をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
35人 (100%)	0人 (0%)	33人 (94.3%)	2人 (5.7%)
（主な就職、業界等） 接骨院・整骨院、整形外科病院、介護施設			
（就職指導内容） 求人票を開示し、就職担当教諭が個別にアドバイスを行う。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 柔道整復師（修了と同時に受験資格を取得）：35人受験中、33人合格（94.3%）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
113人	14人	12.4%
（中途退学の主な理由） 進路変更、成績不良、経済的理由		
（中退防止・中退者支援のための取組） 成績不良者には適宜面談（必要によっては保護者を加えた三者面談）や補講を行い学習意識や学力の向上を図っている。経済的に苦しい学生には奨学金の利用や、学費の分納等でフォローしている。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
柔道整復科(昼間部)	300,000 円	800,000 円	250,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ上にて公表している。 http://www.jusen.ac.jp/download/jikohyouka_konnen.pdf		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校関係者として、専攻分野の関係団体・企業の関係者及び高等学校関係者、保護者や卒業生と共に、学校関係者評価委員会を設置して、教育目標や教育環境等について評価し、その評価結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。（教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
うおさき接骨院沖野	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	企業関係 卒業生
放課後等デイサービスみのり	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	企業関係 卒業生
かの整骨院	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	企業関係 卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.jusen.ac.jp/download/G_hyouka.pdf （令和6年度実施分）		
(備考)		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.jusen.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H104391020025
学校名 (〇〇大学 等)	仙台接骨医療専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人東北柔専

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		42人（ 26 ）人	40人（ 24 ）人	82人（ 50 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	13人	
	(うち多子世帯)	(-)	(-)	
	第Ⅱ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(-)	(-)	
	第Ⅲ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-	-	
	区分外（多子世帯）	13人	14人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				82人（ 50 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	-	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。